

西宮市立こども未来センター食費徴収要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下「センター」という。）通園療育部門の園児への給食の提供に要する費用（以下「食費」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(食費の徴収)

第2条 食費は、児童発達支援利用契約を締結した園児の保護者（以下「保護者」という。）から徴収する。

(期間)

第3条 食費の徴収の対象となる期間は、児童発達支援利用契約における期間とする。

(食費の額)

第4条 一食あたりの食費は、生活保護受給及び市民税非課税の世帯は230円、市民税所得割額が28万円未満の世帯は250円、市民税所得割額が28万円以上の世帯は300円とする。

(キャンセルの申し出)

第5条 保護者は、登園日当日の午前9時30分までにセンターにキャンセルの連絡がない場合は、食費を全額負担するものとする。

(食費の納付)

第6条 保護者は、当該月の食費の合計額を翌月20日までに市が指定する方法により市に納付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、食費の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年9月1日より施行する。

付 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

付 則 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。